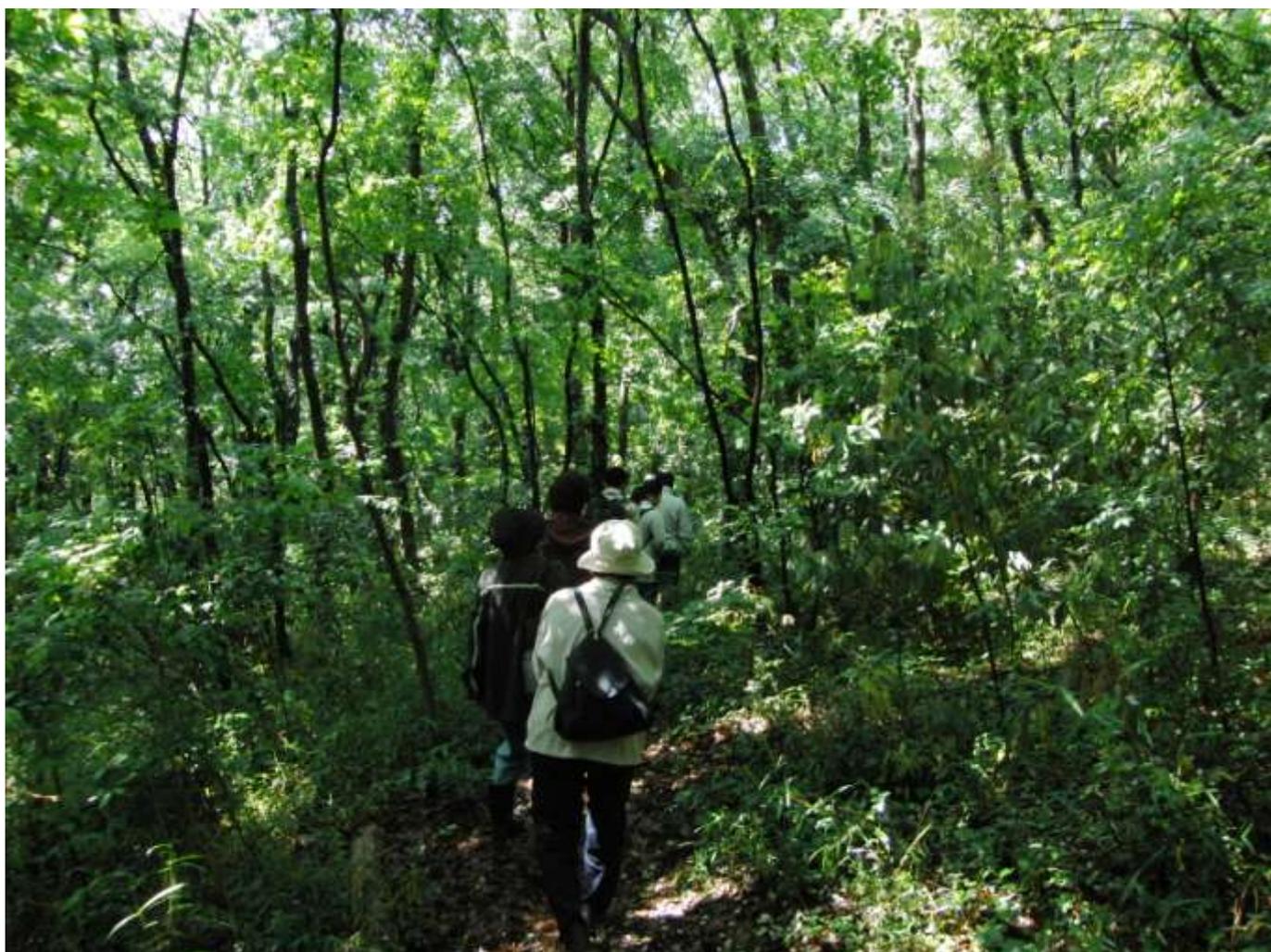


鎌ヶ谷市第二次環境基本計画

みんなで創ろう 環境のまち かまがや



平成25年3月

鎌ヶ谷市

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1-1	計画の目的	3
1-2	計画の位置づけ	4
1-3	計画期間	5
1-4	計画の対象範囲	5
第 2 章	前計画の達成状況と環境の現状	7
2-1	生活環境	9
	前計画の達成状況	9
	環境の現状	9
	(1) 大気汚染	9
	(2) 河川水質	10
	(3) 騒音・振動	11
	(4) 地盤沈下	12
	(5) 地下水汚染・土壌汚染	12
	(6) 悪臭	12
	(7) し尿処理・浄化槽	13
2-2	自然環境	14
	前計画の達成状況	14
	環境の現状	15
	(1) 樹林	15
	(2) 生物の生育環境	17
	(3) 水循環	17
2-3	文化的環境	19
	前計画の達成状況	19
	環境の現状	19
	(1) 神社などの文化財	19
	(2) 土地利用・風景・景観	19

2-4	資源循環	20
	前計画の達成状況	20
	環境の現状	20
2-5	地球環境	22
	前計画の達成状況	22
	環境の現状	22
第3章	目標とする環境像	25
3-1	鎌ヶ谷市が目指す環境像	27
3-2	重点目標	28
第4章	環境施策と環境保全行動指針	29
4-1	環境施策の体系	31
	(1) 総合基本計画と重点目標	31
	(2) 重点目標と行動指針	32
4-2	行動項目と行動目標	33
第5章	計画の推進体制	35
5-1	推進主体	37
5-2	パートナーシップ組織	38
5-3	地域ぐるみの取り組みの基盤づくり	39
5-4	進行管理システム	40
■	環境基本計画策定に係る組織等委員	43

はじめに

私たちは、大気、水、土壌、気候、地形そして動植物などの自然を享受し、地球環境・自然環境とのかかわりの中で、社会経済活動を行っています。また、私たちの生活環境は、自然とともに築かれてきた歴史や文化と切り離して考えることはできません。このため、環境問題の解消に向けて、私たち一人ひとりが、環境負荷低減に配慮した暮らしをしていくことが求められています。

鎌ヶ谷市は、「かまがやレインボープラン21（鎌ヶ谷市総合基本計画）」の「自然と社会が調和する環境共生都市」を目指し、さらに平成15年には「鎌ヶ谷市環境基本計画」の目標とする環境像にこれを位置づけるなどして、様々な環境施策を進めてきました。

本計画では、市民一人ひとりが、「知る」「考える」「行動する」ことで環境問題に取り組む基本的な方向と市民・事業者・市の各主体の具体的な参加や協働の内容と推進体制など、私たちの環境課題への取り組み姿勢を描いています。

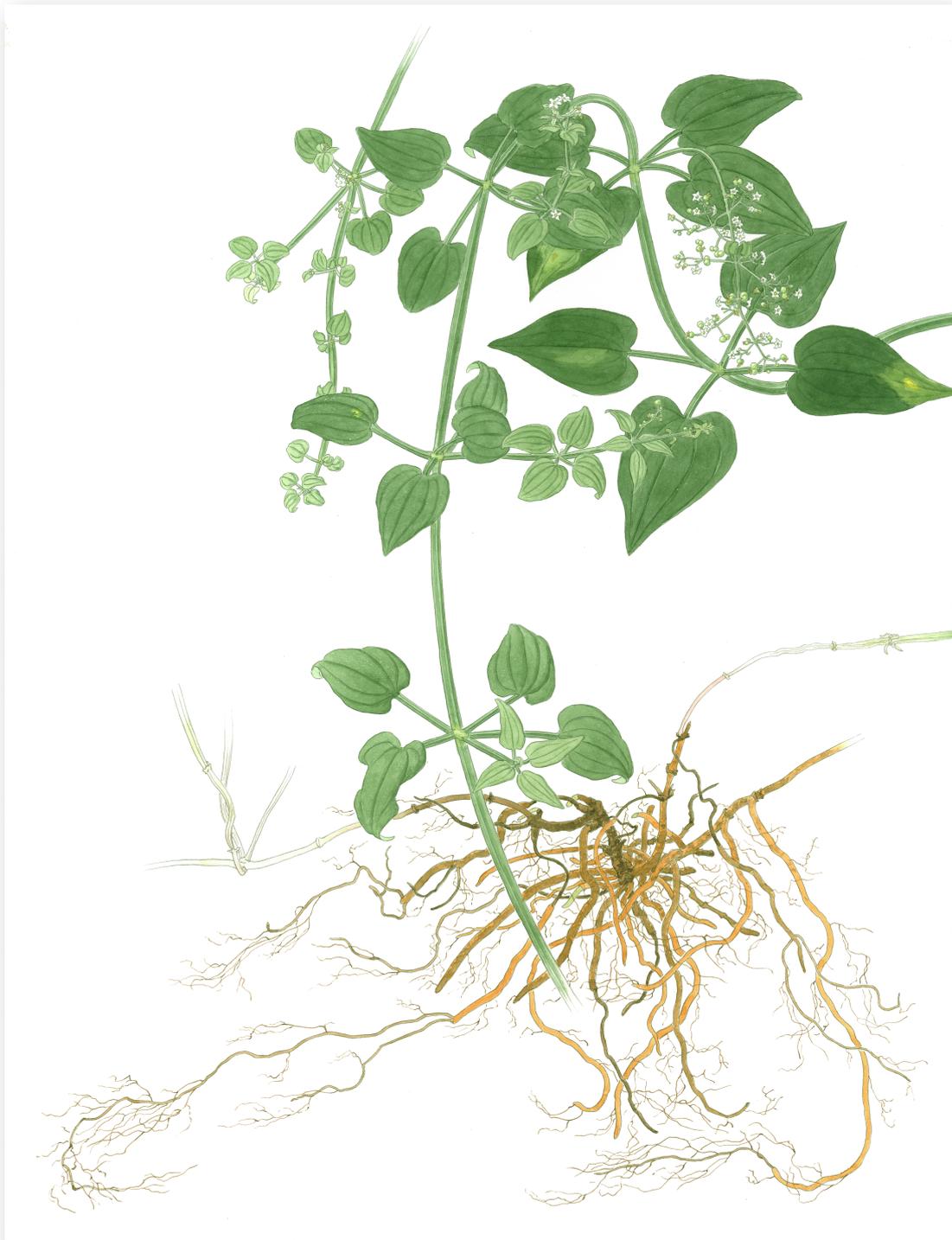
私たち一人ひとりの暮らし方が、将来の子どもたち世代に、よりよい環境を引き継ぐうえで大きく影響することを認識し、私たちが暮らす環境を守り、創造していくよう計画を進めていきます。

最後に、計画策定にご尽力いただいたかまがや環境市民会議のみなさん並びに計画策定にあたりご審議いただいた環境審議会委員のみなさまにこころより感謝を申し上げます。

平成25年3月

鎌ヶ谷市長 清水聖士

第1章 計画の基本的事項



Rubia argyi アカネ



Chelidonium majus クサノオウ



Chenopodium album シロザ



Cyperus amuricus チャガヤツリ



Persicaria longiseta イヌタデ

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

私たちのまち鎌ヶ谷は、「緑とふれあいのあるふるさと」をめざすべき都市像に掲げ、緑を守り育て、産業を興し、歴史や文化を育みながら、安全かつ快適で便利なまちづくりを進めてきました。また、千葉県北西部における人と物の広域交流拠点として発展を続けています。しかし、社会の成熟が進む中、物のゆたかさや生活の利便性を過度に優先した経済活動や日常生活が、少なからず環境に対する負荷を増大させています。この結果、地域の誇りである豊かな緑や、いにしえより続いてきた農のある風景も失われつつあると同時に、地球規模の環境に深刻な影響を及ぼすまでに至っています。

私たちは今、得たものの大きさとともに失ったものの大きさを省みる必要があります。そして、私たち自身の生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければなりません。こうした自覚のもとで、市民、市民団体、事業者及び行政を含む鎌ヶ谷市に関わるすべての者が、互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら、健康で安全かつ快適な生活を送ることのできる、自然と社会が調和した良好な環境を創造するとともに、将来の世代に引き継いでいくため、平成20年3月に鎌ヶ谷市環境基本条例を制定しました。

これに先立ち、平成15年3月には、「鎌ヶ谷市環境基本計画」を策定し、「自然と社会が調和する環境共生都市」の実現を目指して、かまがや環境市民会議¹による「環境フェア」の開催や「みどりのカーテンコンテスト」の開催及び表彰、「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画」の推進など、様々な環境施策を推進してきました。さらに、市政運営については、後世に環境や財政悪化のツケをまわさない持続可能性が求められており、「環境問題」「経済の活性化」「社会問題の解決」などについて個別ではなく、統合的に包含して、「持続可能な都市」をめざす、鎌ヶ谷市独自のサステナブル²政策も必要となっています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響などで、私たちは計画停電や節電などを経験しました。今後はエネルギー使用のあり方や個人のライフスタイルについても、見直しを求められることが予想されるなど、今日の環境に対する社会の認識と動きは大きく変化しており、より鎌ヶ谷市らしい「環境保全・創造」の取り組みを、市民、事業者、市の協働により充実させていかなければなりません。このような状況の

¹ かまがや環境市民会議：環境基本計画の推進や、市民・事業者・市が協働して行う環境保全活動の企画運営等を行う組織。第一次環境基本計画で構想され、平成18年5月1日に設置された。

² 持続可能な：Sustainable

なか、鎌ケ谷市民が健康で安全かつ快適な生活ができ、自然と社会が共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として、総合的・計画的に環境施策を行うため、二期目の鎌ケ谷市環境基本計画を策定します。計画の推進にあたっては、市民・事業者の具体的な行動につながるよう「身近な行動目標」を取り入れ、幅広い市民の取り組みを目指すものとします。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、鎌ケ谷市環境基本条例第9条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。また、この計画は「鎌ケ谷市総合基本計画」に基づく個別計画であり、「地球温暖化対策実行計画」「一般廃棄物処理基本計画」「生活排水対策推進計画」「緑の基本計画」など、他の個別計画との整合を図るよう補完・連携しあうものです。

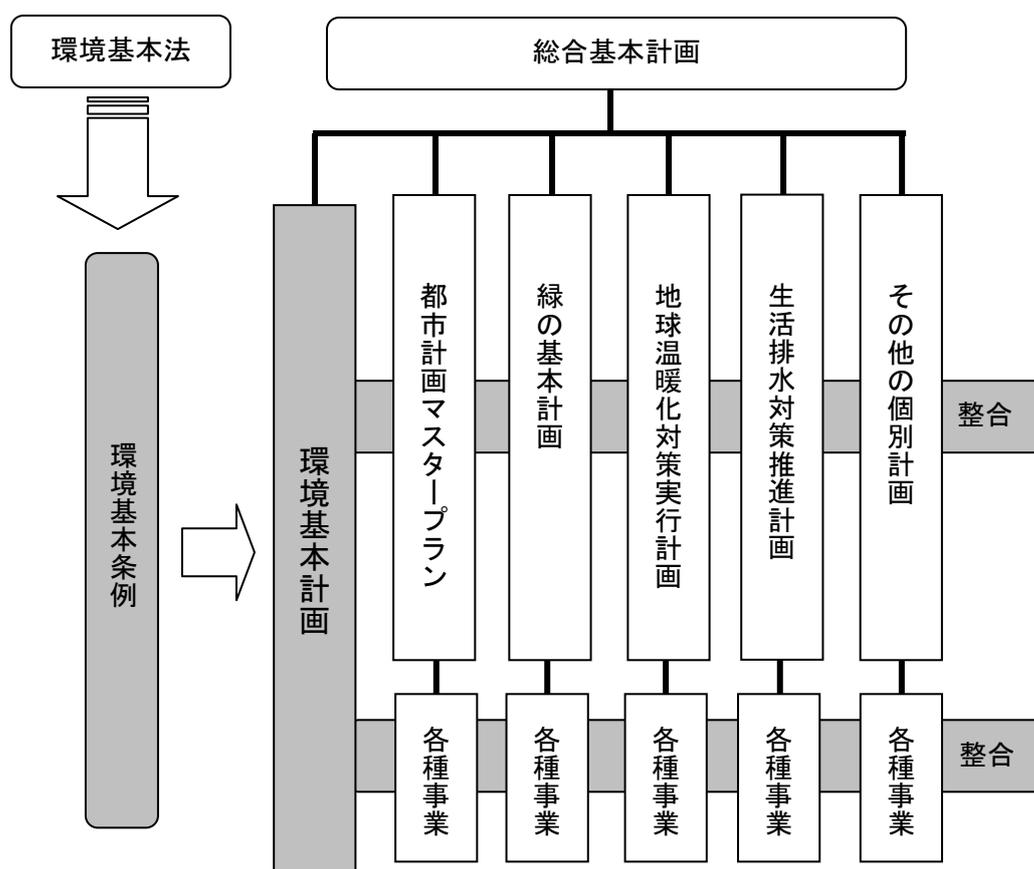


図 1-2-1 計画の位置づけ

1-3 計画期間

計画の期間は、「後期基本計画」と整合を図りながら、平成25年度から平成34年度までの10年間とし³、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象範囲

この計画で対象とする環境の分野は、鎌ヶ谷市環境基本条例に基づき、以下のとおりとします。

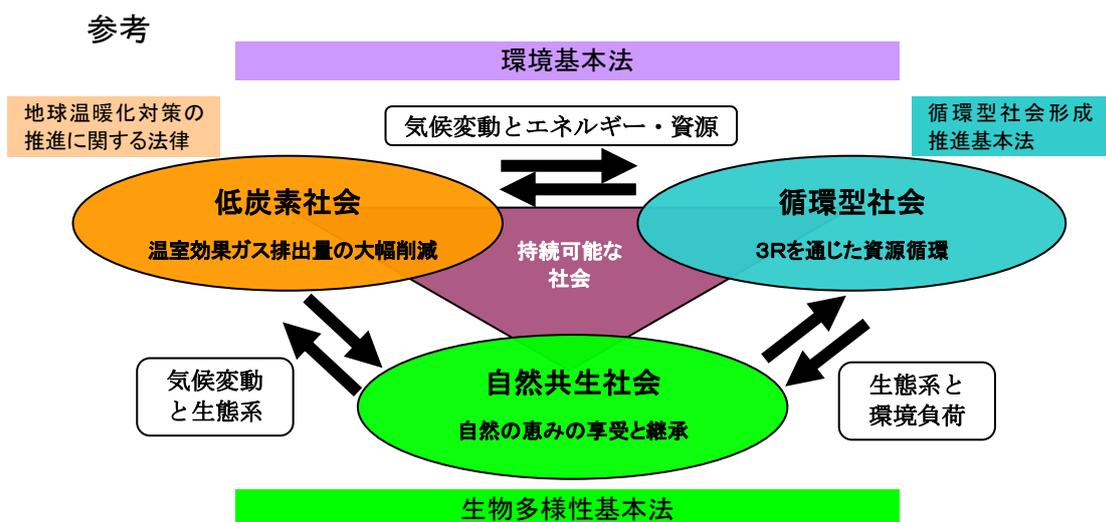
生活環境：公害防止、有害物質の適正管理 など（条例第4条第1号）

自然環境：多様な自然環境を保全するとともに、野生生物の保護その他、生物の多様性の確保を図る（条例第4条第2号）

文化的環境：良好な景観の形成、魅力的なまち並み など（条例第4条第3号）

資源循環：資源と環境復元力の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築（条例第4条第4号）

地球環境：地球温暖化防止など地球環境の保全のために行動（条例第4条第5号）



出典：環境省「持続可能な社会に向けた統合的取組」より作成

図1-4-1 持続可能な社会に向けた統合的取組

³ 『鎌ヶ谷市総合基本計画 後期基本計画』の計画期間は平成23～32年度の10年間です。

第2章 前計画の達成状況と環境の現状



Taraxacum officinale セイヨウタンポポ



Persicaria perfoliata イシミカワ



Circaea mollis ミズタマソウ



Paederia scandens ヘクソカズラ



Coix lacryma-jobi ジュズダマ

第2章 前計画の達成状況と環境の現状

平成15年3月に策定した「鎌ヶ谷市環境基本計画」の達成状況と鎌ヶ谷市を取り巻く環境の現状については、次のとおりです。

2-1 生活環境

●前計画の達成状況

大気、水質、騒音・振動などの公害対策については、工場や自動車など、発生源の規制・指導を行って来るとともに、公用車への積極的な低公害化車の導入、公共施設の環境対策（PCB、アスベスト）などを推進してきました。

また、ダイオキシン類の発生抑制のため、野外焼却の禁止等の指導を行うとともに、大気・河川・土壌のダイオキシン類調査を行い、現状の一般環境中ダイオキシン類基準が十分に達成されていることを確認しました。環境に関する情報については、『環境の概況』を毎年発行し、広く配布するほか、ホームページに分かりやすく掲載することで情報入手機会を拡充するとともに、内容の充実を図ってきました。

これらの各種施策を進めてきた結果、全般的には改善されつつあります。

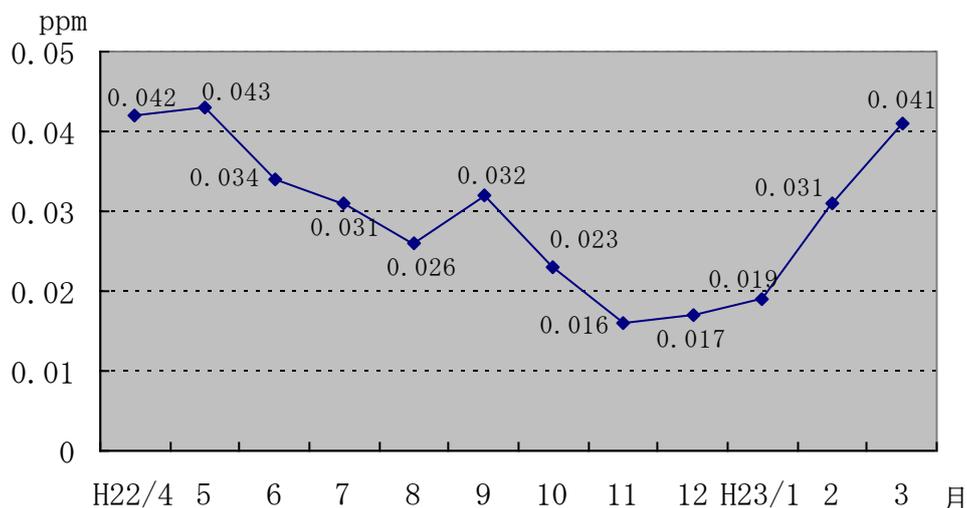
●環境の現状

(1)大気汚染

大気汚染は、固定発生源である工場や事業場と、移動発生源である自動車、航空機などから排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、粉じん等、二次的に気象条件や太陽光の影響により発生する光化学オキシダントなどがあげられます。大気汚染は広域的な広がりを持つもので、その地域に汚染源がない場合でも、他の地域の汚染源の影響を受けて汚染される可能性があります。

本市においては、大気汚染の発生源となる工場、事業場等は比較的少ないのですが、市内に設置されている県大気測定局データを基に構築された大気汚染モニタリングシステムにより大気汚染の広域的な状況の把握に努め、ホームページで公開しています。硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、環境基準を達成し、良好な状況を保っています。しかし、光化学オキシダントについては厳しい状態であり、発生メカニズムの十分な解明やより広域的な対策が必要な状況です。

また、平成21年9月に、新たな大気汚染物質として微小粒子状物質（PM_{2.5}）⁴の環境基準が設定されたため、今後、環境基準の常時監視体制を整備していく必要があります。



出典：平成23年版 鎌ヶ谷市環境の概況

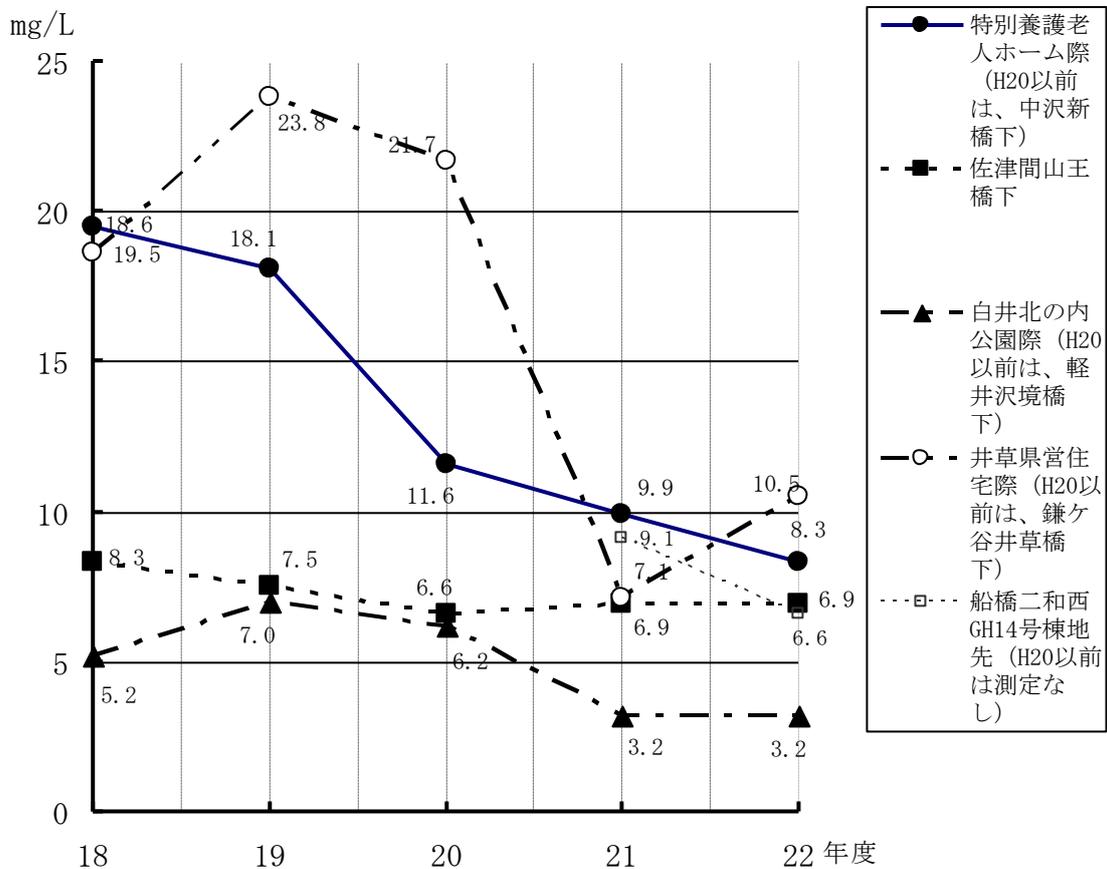
図2-1-1 オキシダント月平均値推移

(2) 河川水質

鎌ヶ谷市では、昭和30年代後半より、都市化の進展による人口の増加や生活様式の変化に伴う家庭排水による水質汚濁が進行しました。このため市では、主に公共下水道の整備を中心に汚濁の防止に努めてきました。その結果、市内河川の水質は数字の上では徐々にではありますが、改善の方向に向かっていきます。しかし、現状を見ると、市内河川の水質は生活環境項目（BOD等）で満足な水準には達していない状況にあり、特に井草水路や大柏川などは汚濁が著しい状況です。その一方で、計画策定のためのアンケートにも見られるように、市民は「きれいな水の流れる川」「ゴミのない川」「水遊びができる川」「魚釣りができる川」など清らかな都市河川を望んでいます⁵。

⁴ 大気中の浮遊粒子状物質(粒径10マイクロメートル以下)の中でも粒径の小さい微小粒子状物質(粒径2.5マイクロメートル以下)をいう。なお、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすいため、さまざまな健康影響の可能性が懸念されている。

⁵ 鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画 鎌ヶ谷市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画 5ページ



出典：平成 23 年版 鎌ヶ谷市環境の概況

図 2 - 1 - 2 BOD 年平均値の経年変化

(3) 騒音・振動

騒音・振動は各種公害の中でも日常生活に特に密接しており、苦情件数も上位に位置づけられています。

騒音の発生源としては、工場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがありますが、最近の傾向としては自動車等の空ぶかし、家庭からのピアノ・クーラー・テレビ・ステレオの音、カラオケの音、巡回車の拡声機の音といったいわゆる近隣騒音の苦情が増加しています。

日常生活に伴って発生する近隣騒音は、問題となる音が多種多様であること、住民一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうることから、これを防止していくためには身近な騒音に対する一人ひとりの心がけが必要で、行政のみならず住民の一人ひとりが公害防止に努力しなければなりません。

本市では、市街化調整区域を除く区域が騒音規制法、振動規制法の規制地域に指定されています。

市内の一部にある住工混在地域のほか、航空機騒音、自動車交通に伴う幹線道路の周辺地域での騒音が問題となっています。

また、航空機騒音については、市内における分布状況の実態を把握するため、東部学習センター屋上で調査を実施しています。調査地点での平均WECPNL⁶（航空機騒音の単位）は、環境基準I類型の基準値である70WECPNLを下回っています。なお、航空機騒音の環境基準については、平成25年4月から等価騒音レベルを基本とした指標（Lden⁷）が設定されています。また、自動車交通騒音については、平成24年4月から自動車騒音常時監視が市の業務となり、市内の主要幹線道路において自動車騒音の常時監視を行い環境基準の達成状況を把握しています。

(4) 地盤沈下

本市における地盤沈下の状況は、市内6ヶ所の水準点を測量して行われます。昭和60年度から平成22年度までの地盤変動状況では、ほぼ全域で地盤沈下はありませんでした。

(5) 地下水汚染・土壌汚染

昭和60年代から継続してきました市内浅井戸における、地下水の水質汚濁調査結果では、概ね環境基準を満たしている状況です。しかしながら、一部の地域では比較的低濃度でトリクロロエチレンが広範囲にわたり基準値を超過していますが、漸減傾向にあります。また県と協力しながら、千葉県地質汚染防止対策ガイドライン⁸に基づき、土壌汚染防止対策及び地下水汚染防止対策を行っており、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの揮発性有機化合物等を調査しています。

(6) 悪臭

昭和46年6月に施行された悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、「生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

⁶ 加重等価平均感覚騒音レベル（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）とは、航空機騒音測定、評価のために考案されたもので、航空機騒音の特異性、継続時間の効果（航空機騒音の継続時間を20秒と仮定している）、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、日本における「航空機騒音に係る環境基準」の評価に使用されている。省略して「W値」と呼ぶこともある。

⁷ エルデン（時間帯補正等価騒音レベル）とは、個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル（LAE：単発的に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音騒音レベルに夕方（午後7時～午後10時）のLAEには5デシベル、深夜（午後10時～翌7時）のLAEには10デシベルを加え1日の騒音エネルギーを加算したのち、1日の時間平均をとってレベル表現したもの。

⁸ 平成20年7月制定

悪臭物質としては、当初、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質を定めていましたが、その後、昭和51年に二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質が追加され、平成2年4月1日よりプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4物質が、平成5年6月にはさらに10物質が追加され、現在22の物質が特定悪臭物質として排出規制されています。

平成3年11月26日の悪臭防止法改正により、本市の用途地域について悪臭防止法の指定を受けることになりました。また、市公害防止条例で、悪臭の規制基準を「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周囲の人々の多くが著しく不快を感じると認められない程度」と定めています。また、平成24年10月からは、規制方式を人の嗅覚を用いて、においの程度を数値化する「臭気指数規制」が導入されています。

(7) し尿処理・浄化槽

本市におけるし尿処理事業は、昭和37年4月から民間業者への収集許可という形で開始されました。その後、昭和41年4月に民間業者へのし尿収集委託、昭和44年4月にはし尿処理手数料徴収開始、昭和45年4月には沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合のし尿処理場が処理能力60kL/日で開設され、昭和46年度には処理能力140kL/日の施設となり、し尿処理の段階的な充実を図ってまいりました。昭和58年度には、窒素除去を含めた高度処理設備に改良を行いました。平成10年度にアクアセンターあじさいとして建替え事業が完了し、高負荷脱窒素処理方式により処理能力138kL/日の施設として稼働しています。し尿処理事業の将来は、市街化区域を中心とした公共下水道事業の推進と相まって、くみ取り方式及び浄化槽処理方式の世帯はゆるやかに減少していくものと考えられます。なお、し尿収集運搬作業については、民間業者に委託しています。

浄化槽により生活排水を処理している人口が46.2%を占めています。そのうち、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の割合は26.9%で、生活排水をすべて処理する合併処理浄化槽の割合は19.3%となっています⁹。

河川の水質汚濁の原因の3割は、一般家庭からの生活排水によるものと言われています。単独処理浄化槽やくみ取り便所をご利用のご家庭では、台所・風呂・洗面・洗濯機などの生活雑排水は、そのまま公共用水域に流れ出ます。合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を合併処理する浄化槽で、公共用水域に流される汚れの量(BOD)を約7分の1から約8分の1までに減らす環境に優しい浄化槽です。公共用下水道事業認可区域を除く地域(原則

⁹ 出典：平成23年度鎌ヶ谷市環境の概況による

7年以上整備が見込まれない区域は補助対象地域に入ります。)で、個人が合併処理浄化槽を設置する場合の助成制度を平成4年度から行っています。なお、平成23年度からは、単独処理浄化槽又はくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する個人のみ、設置費用及び転換費用の一部を助成しています。

表2-1-1 し尿処理状況の推移

(単位：人、%)

年度 項目	18	19	20	21	22
行政人口	104,158 (100.0)	105,046 (100.0)	105,718 (100.0)	106,617 (100.0)	107,820 (100.0)
公共下水道人口	44,615 (42.8)	46,629 (44.4)	49,504 (46.8)	51,765 (48.6)	54,187 (50.3)
合併処理浄化槽人口	25,774 (24.8)	27,114 (25.8)	28,176 (26.7)	19,837 (18.6)	20,837 (19.3)
単独処理浄化槽人口	28,242 (27.1)	26,177 (24.9)	23,258 (22.0)	30,429 (28.5)	29,028 (26.9)
し尿処理人口	5,527	5,126	4,780	4,586	3,768
(構成比)	(5.3)	(4.9)	(4.5)	(4.3)	(3.5)
(対前年比)	(94.5)	(92.7)	(93.3)	(95.9)	(82.2)

(各年度9月30日現在住民基本台帳人口)

2-2 自然環境

●前計画の達成状況

緑化の推進については、主体となる地域住民の活動に対し、活動を推進・支援しながら協働による取り組みを推進してきました。

憩いと潤いの場所となるとともに、生物の生育環境となる緑と水の保全、再生・創出については、街かど花壇づくり、市民貸し農園などのほか、生産緑地¹⁰の追加指定による農地保全、雨水浸透ます設置事業による水循環の促進に取り組んできました。

農地は、都市農業のモデルとして、果樹栽培を中心とする農業振興や観光農園としての機能強化を図りながら優良農地の保全に努めてきました。また、樹林や斜面緑地などの緑については、良好な都市環境を形成するうえからも

¹⁰ 市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、500㎡以上で、農林漁業の継続が可能なもの

欠くことのできない重要な資源であり、積極的な保全や新たな創造を図り、緑のネットワークづくりを推進しています。

●環境の現状

(1) 樹林

市内の樹林は近年の都市化により急減し、昭和40年には市の総面積の30%強あったものが、平成10年には11%ほどになり、平成22年には7%ほどになっています。現在も残る林の多くは、主に谷津を囲む斜面林と台地上に島状に残る平地林として見られ、平地林の多くは社寺林として保存されてきたものです。また、所々に残る野馬土手に見られる林や初富地区に見られる屋敷林は、鎌ヶ谷市固有樹林の特徴となっています。

また、現在、市内には市制記念公園や貝柄山公園などの比較的大きな公園や市民所有の緑地のほか、都市公園や児童遊園、農地などが点在しています。平成22年度における緑被率は32%となっていますが、生産緑地や保存樹林など緑の保全と活用が課題となっています。

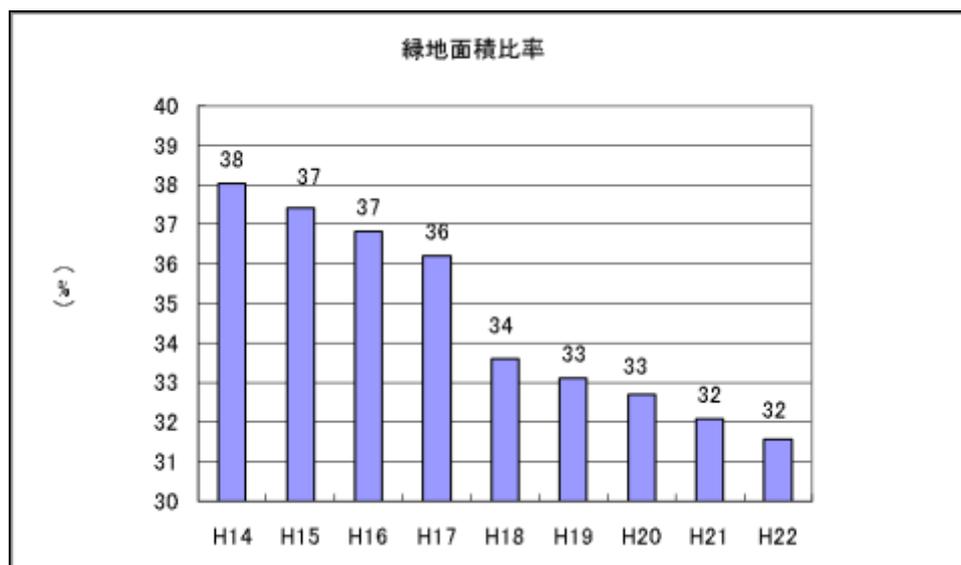


図2-2-1 鎌ヶ谷市の緑地（田、畑、山林、池沼、原野の総計）面積比率の推移
（各年1月1日現在、資料：統計かまがや）

①社寺林

社寺の敷地内等にあるまとまった林、社寺林を構成する樹木は針葉樹が多く、スギやヒノキが目立っています。また、その中であって、常緑広葉樹であるシラカシや、落葉広葉樹のムクノキ、ケヤキも見られます。社寺林は神聖化されることもあり、その多くが巨木となり、うっそうと茂った林を形成しています。

②野馬土手林

下総地方には、江戸時代、幕府により軍事等に用いる馬を確保するための広大な牧（放牧地）が設けられ、その一部が市中央部に小金中野牧として残っており、馬を管理するために設けられた土手上が林となっています。野馬土手上の樹木は、市中心部に近い場所に分布していることから、本市の貴重な緑となっています。

③屋敷林

市内には、明治時代以降に入植してきた農家が屋敷を構える際、周囲に樹木を植えて屋敷を季節風等からまもった屋敷林を見ることができます。大きく育った屋敷林は、広がりのある農地の中にあって、こんもりとした林を形成しており、社寺林のそれと似た形態をしています。屋敷林に用いられている樹木は、シラカシ、イヌシデ、ヒノキ、スギ等が多く、敷地の外周を取り巻いています。

④保全林

市内には、「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて、社寺林、野馬土手林、屋敷林等の樹林で、特に樹林地の土地の面積が500㎡以上あり、その樹林が健全で集落の樹容が美観的に優れている保全林として指定したものが15ヶ所あります¹¹。美観風致を維持するため、必要があると認められた樹林となっております。

⑤巨木

一般的に胸高の直径が1.0m以上の樹木は、市内には、神社や個人宅の敷地内に比較的大きな樹木が多数見られますが、巨木は、地域に豊かな緑の環境を提供してくれるだけでなく、地域住民に親しまれるシンボルとして、また、地域の歴史を物語る景観資源として位置付けることができます。

⑥保存樹木¹²

市内には、「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて、樹木1本ずつを保存樹木として指定したものが13本あります。その全てが神社、寺院の境内地にある樹木となっています。

¹¹ 稲荷神社(初富)、八幡神社(道野辺)など

¹² 保存樹木：指定の基準(地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上である等)に該当し、美観風致を維持するため、必要があると認められた樹木

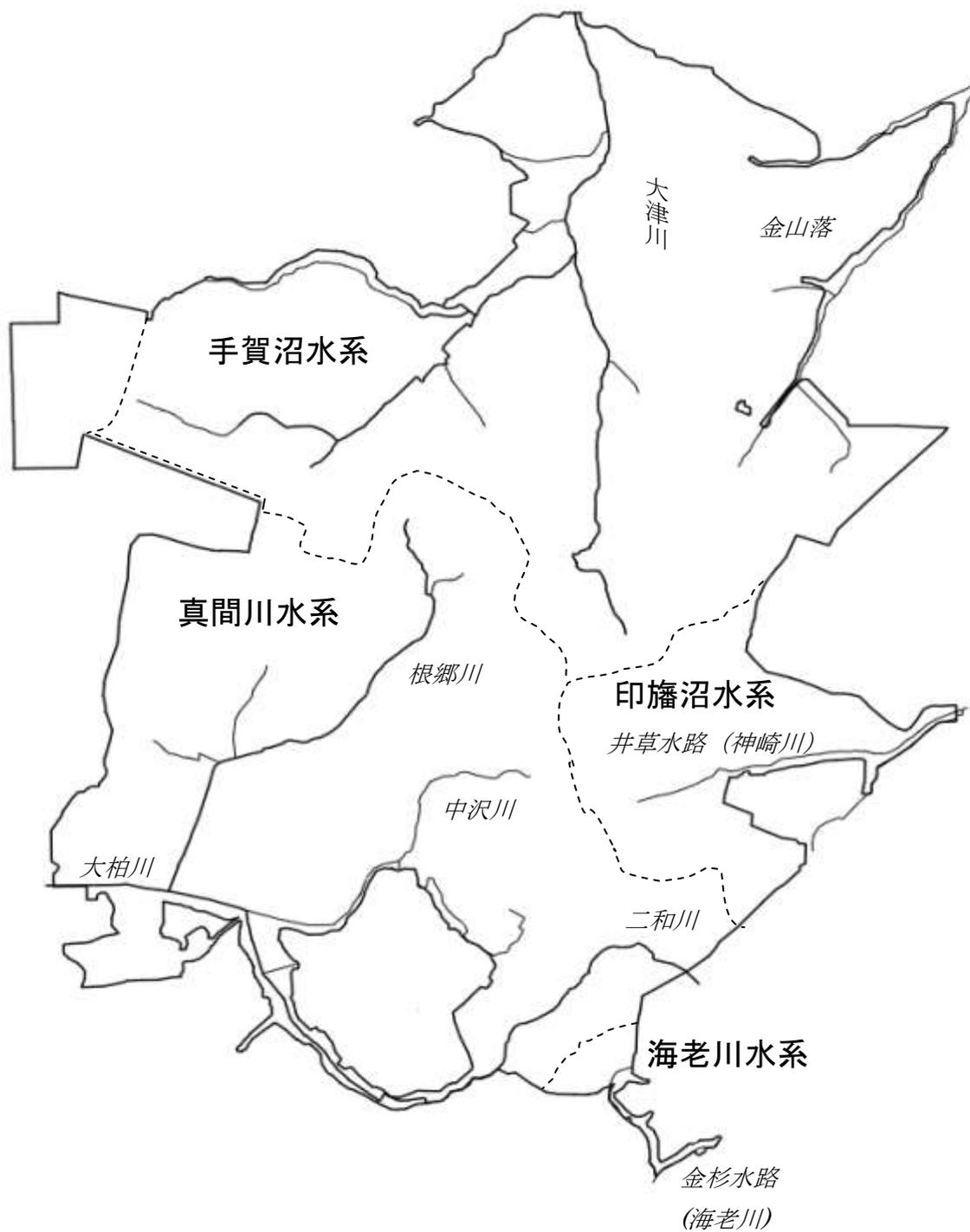


図 2 - 2 - 2 市内の河川・主要水路

2-3 文化的環境

●前計画の達成状況

捕込と野馬土手の一部については、平成19年2月6日付け文部科学省告示第5号をもって、「しもうさこがねなかのまきあと下総小金中野牧跡」として国史跡に指定されました。これを受け、史跡を適切に保存し、次の世代に確実に伝えていくとともに、「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」の実現に資するため、史跡の保存管理、整備活用の基本方針及び構想を策定しました。

国史跡下総小金中野牧保存整備事業では、環境基本計画、緑の基本計画などと関連しながら、整備・活用を図っていきます。

快適な都市環境の整備については、「バリアフリー基本構想」¹⁴に基づき、市内各所でバリアフリーに向けた整備を行うとともに、「都市計画マスタープラン」¹⁵に基づく住環境の改善を図ってきました。

また、風景・景観づくりに向けては、まち歩き・ワークショップの取組みに加え、平成24年度には「景観形成基本計画」の検討を行ってきました。

●環境の現状

(1) 神社などの文化財

市域の旧村の氏神としては、やさか八坂神社(栗野)、はちまん八幡神社(鎌ヶ谷、軽井沢)、はちまん大宮神社(佐津間)、かすが八幡・春日神社(中沢)、いなり稲荷神社(初富)、ねず根頭神社(道野辺)があります。市域の旧来からの寺院には、えんめいじ延命寺・せいちょうあん清長庵(鎌ヶ谷)、ほうせんいん宝泉院(佐津間)、まんぶくじ萬福寺(中沢)、こうえんじ光圓寺(初富)、みょうれんじ妙蓮寺(道野辺)があります。また、小祠では、こまがただいみょうじん駒形大明神(鎌ヶ谷)、ひえ日枝神社(佐津間)、しらはた巖島神社(佐津間、中沢)、はちまん白幡神社(佐津間)、はちまん八幡神社(中沢字谷地川、道野辺)、ほうさく豊作稲荷神社(初富)、うきょうづかいなり右京塚稲荷神社(初富)、こんびら金比羅神社(初富)、しちめんどう七面堂(道野辺)など、多くの神社などが残されています。

(2) 土地利用・風景・景観

地目別土地利用の推移をみると、畑や山林が減少し、住宅地区が増加していることが分かります。宅地化の進行などにより、貴重な安らぎやうるおい、ゆとりを与えてくれる農地や緑地が減少し、緑豊かな風景・景観が失われていく傾向にあります。

¹⁴ 平成19年3月策定

¹⁵ 平成15年2月策定

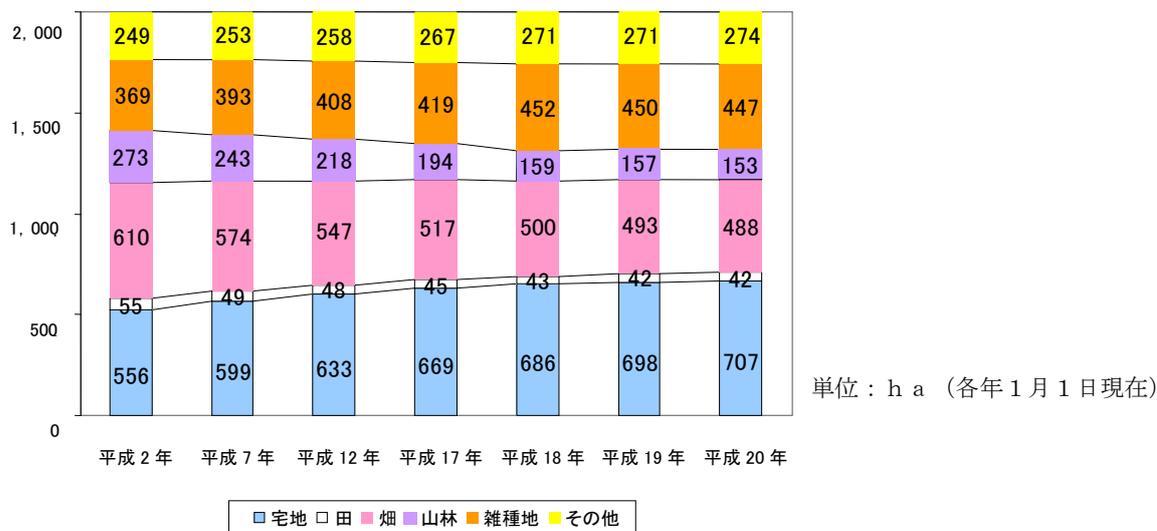


図 2-3-1 鎌ヶ谷市の土地利用面積の推移（資料：統計かまがや）

2-4 資源循環

●前計画の達成状況

廃棄物の発生抑制については、廃棄物減量等推進審議会による答申などを経て、広報、ホームページなどにより、ごみ出しのルールを徹底を図り、資源とごみの分別及びごみ減量を図る啓発活動を進めてきました。

●環境の現状

ごみ処理については、これまでの環境負荷の大きい焼却や埋め立てを基本とするものから、環境負荷の少ない資源循環型処理システムに転換させていかなければなりません。本市の平成 22 年度におけるごみの総処理量は 31,636 t で、1 人 1 日当たりの排出量は 804 g となっています。

一般家庭から出るごみは、燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみの 6 種類に分別され、粗大ごみを除きそれぞれ決められた曜日に集積場所より、委託業者が収集しています。収集回数は、燃やすごみが週 3 回、プラスチック製容器包装類とペットボトル及び資源になるものが週 1 回、燃やさないごみが月 2 回（いずれも祝祭日を除く）となっており、粗大ごみについては事前申込制による戸別収集で、処理券貼付による有料回収としています。なお、燃やすごみとプラスチック製容器包装類は、ごみ袋を指定しています。

事業所から出るごみは、産業廃棄物と一般廃棄物とに区分され、これらは

事業者の責任で処理しなければなりません。これら事業系ごみの処理は、専門の廃棄物処理業者に委託します。また、一般廃棄物のうち可燃物（有料制）は、クリーンセンターへ直接搬入するか、許可業者に依頼（有料制）して処理することになります。なお、産業廃棄物の一部（紙くず、木くず）については、クリーンセンターで一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で処理できる場合があります（有料制）。

分別搬入されたごみのうち、燃やすごみはクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰は民間委託業者により埋め立て処分されています。プラスチック製容器包装類とペットボトルはリサイクルセンターで圧縮梱包し、容器包装リサイクル法による再商品化事業者によりリサイクルされます。また、資源になるものもリサイクルセンターで選別処理し、売却等を行っています。

減量化、再資源化対策としては、ごみの6分別収集、生ごみ処理容器等の購入費補助、有価物回収運動、買い物袋の持参推進運動、減量リサイクルキャラクターの制定などを実施しています。また、ごみの散乱防止対策としては、鎌ヶ谷市環境美化対策推進協議会（鎌ヶ谷市自治会連合協議会等で構成）では、道路等に散乱している空き缶、空きビンなどの一斉清掃を行い、環境美化意識の浸透と清掃思想の普及に努めています。

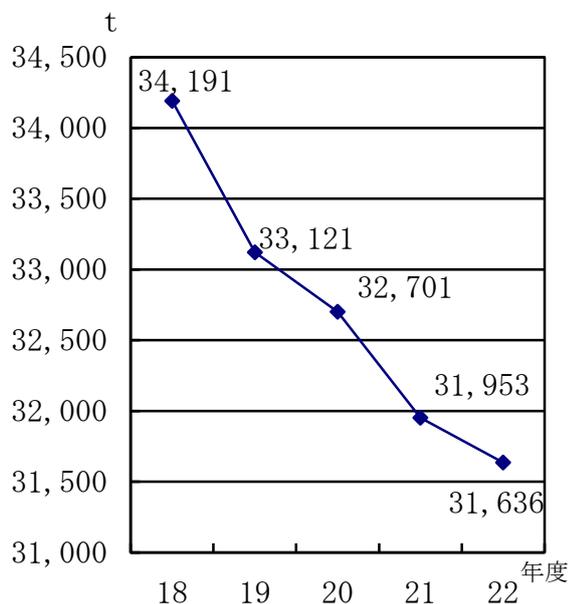


図2-4-1 ごみ総排出量の推移

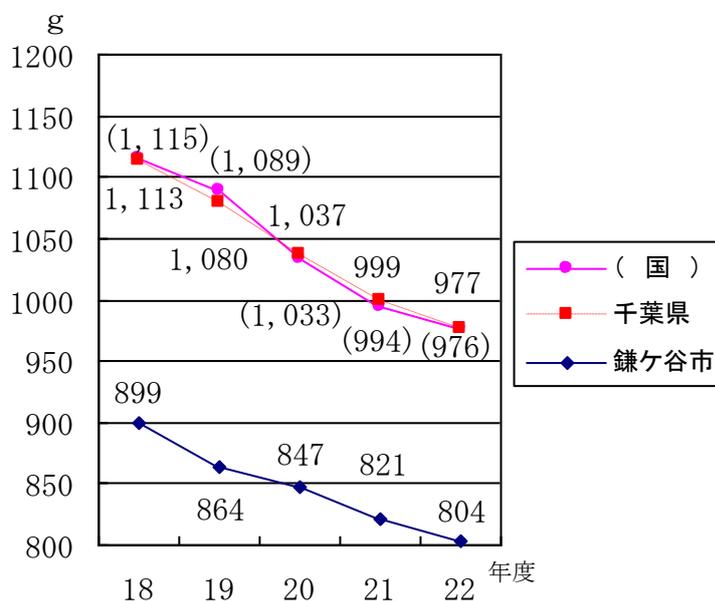


図2-4-2 人口1人1日当たりごみ排出量

2-5 地球環境

●前計画の達成状況

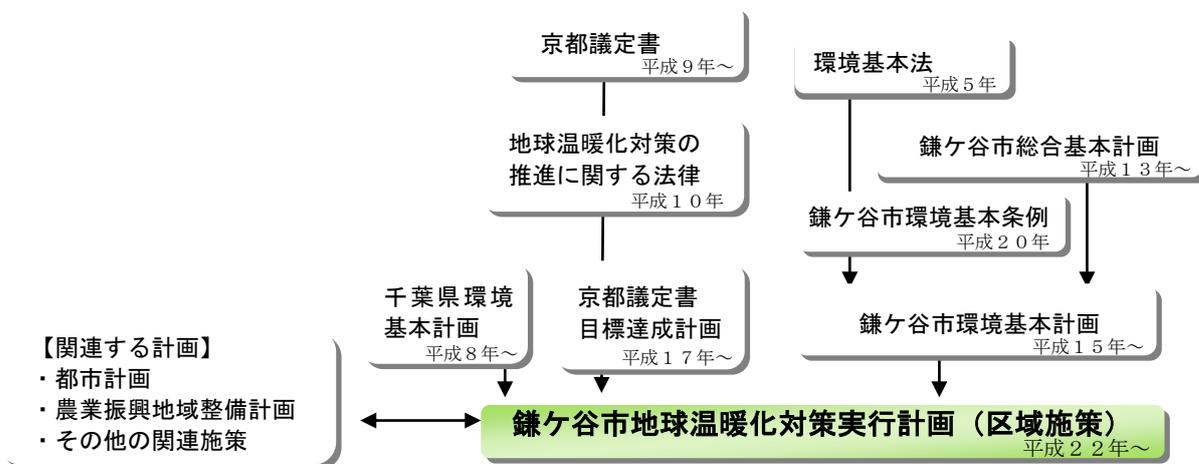
地球温暖化対策については、「環境フェア」などを通じて啓発を図るほか、市民が導入する太陽光発電・高効率給湯器などへの支援を行うなどの取り組みを進めてきました。

また、公共施設において学校への太陽光発電の導入、市役所をはじめとする公共施設及び各家庭での緑のカーテンの設置など、温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んできました。

●環境の現状

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」第20条の3に基づき、平成18年度より「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画」に取り組んでいます。この計画は、市庁舎等から排出される温室効果ガスを、平成16年度の排出量を基準とし、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年で「5%削減」することを目標としたところ、平成22年度までの5ヵ年の平均排出量は7.9%減でした。

また、平成22年3月には、「自然と社会が調和する 環境共生都市をめざして」を基本理念に、市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策を進めるために「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策)」を策定しました。実行計画(区域施策)は、京都議定書目標達成計画や千葉県環境基本計画を踏まえ、鎌ヶ谷市の自然的社会的条件に応じて、鎌ヶ谷市全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画であるとともに、鎌ヶ谷市環境基本計画に基づく個別計画でもあります。



出典：鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策)

図2-5-1 計画の位置づけ

参考

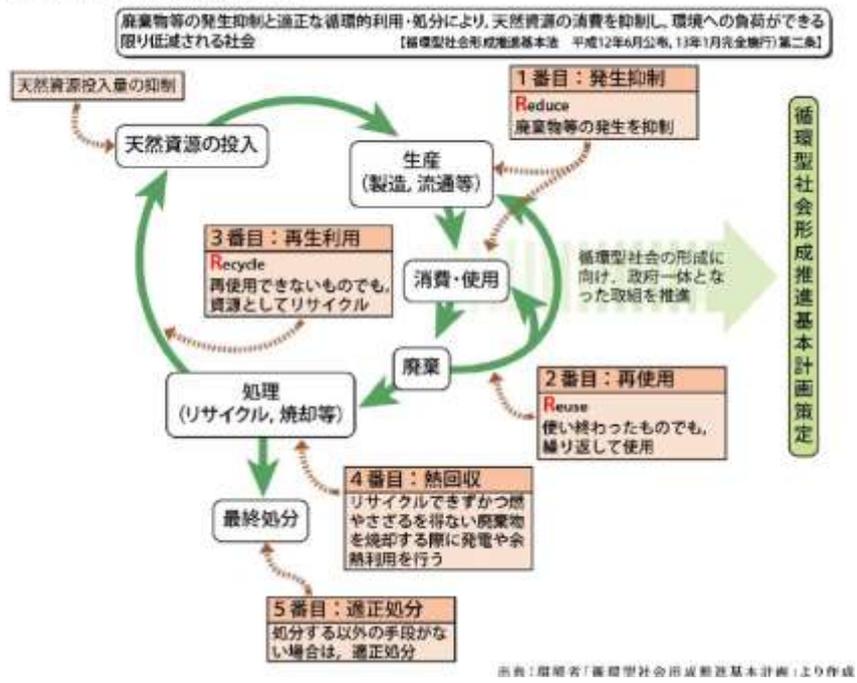


図 2 - 5 - 2 循環型社会形成推進基本法

第3章 目標とする環境像



Stellaria aquatica ウシハコベ



Conyza sumatrensis オオアレチノギク



Oenothera biennis メマツヨイグサ



Trigonotis peduncularis キュウリグサ



Sonchus asper オニノゲシ

第3章 目標とする環境像

3-1 鎌ケ谷市が目指す環境像

鎌ケ谷市は、東京都心から近く利便性が高いことから、東京近郊の住宅都市として大きく発展してきました。市街地の整備が進み生活が便利になる一方で、鎌ケ谷の自然は少しずつ減少し生活環境も悪化しています。

今後は、利便性の高い住宅都市としての発展のなかで、市民一人ひとりが環境に配慮した生活を営みながら、市内に残る林や畑などの環境を守り・育み、未来の世代に伝えていくことを鎌ケ谷市に暮らす人達が共通に認識し行動する責任があります。

このことから、鎌ケ谷市の目標とする環境像を「鎌ケ谷市総合基本計画 一かまがや レインボープラン21-」との整合を踏まえて、次のように掲げます。

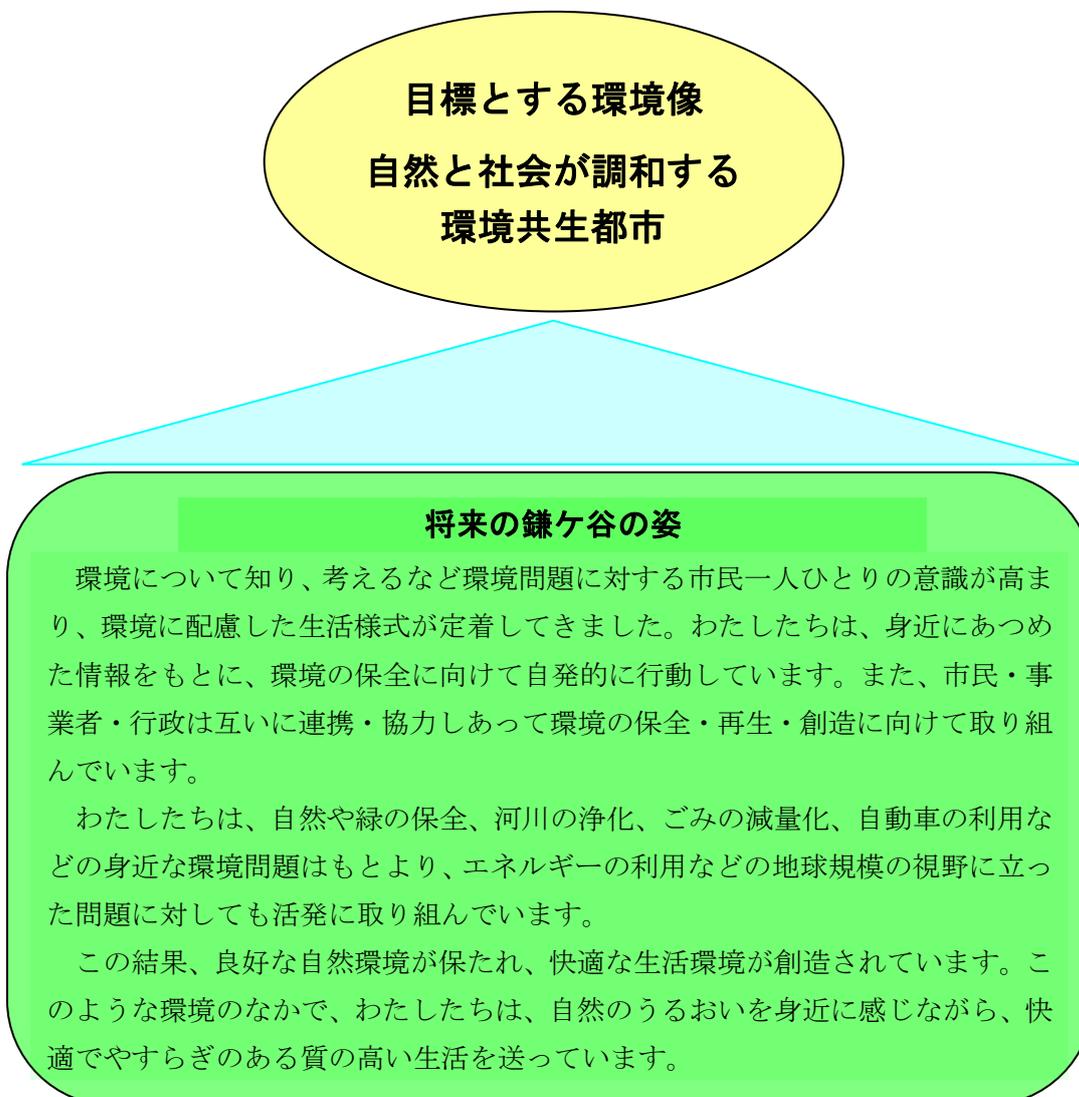


図 3-1-1 鎌ケ谷市が目指す環境像

3-2 重点目標

目標とする環境像の実現に向けて、自然環境の保全や河川の浄化、大気汚染対策、騒音振動対策、ごみの減量化、エネルギー対策など、さまざまな取り組みを進めていく必要がありますが、鎌ヶ谷の環境の状況を踏まえて、「生活環境」、「自然環境」、「文化的環境」、「地球環境」、「資源循環」の5つの分野から3つを重点目標として掲げ、取り組みを推進していきます。

きれいで豊かな水を育み 身近な水辺と親しめる まち

生活環境については、大気、水・土壌に加わる負荷を持続的に吸収・浄化し、健全な環境を保ち続けることが課題になっています。また、住環境や生活様式の多様化に伴い、騒音、野焼きの煙害や不法投棄などさまざまな日常生活や経済活動による都市生活型公害といわれる新しい公害への取り組みを進めていく必要があります¹⁶。そして、将来世代が生態系サービスの恩恵を享受できるよう、河川の水質浄化機能の維持と、良好な水辺環境の確保が求められています。

林や畑を守り 緑と身近にふれあえる まち

自然・文化環境については、ふる里の自然と文化とともに豊かな生物多様性を子どもたちや未来の人びとに伝えなければなりません。そのために、鎌ヶ谷らしさの源泉であり、多くの生きものを育む樹林地や水辺、農地、果樹園などの緑を可能な限り保全することが求められています¹⁷。

ものとエネルギーを大切につかい 環境負荷の少ない暮らしをすすめる まち

資源循環については、市民の資源の保全に関する意識が高まり、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量化、リサイクルへの積極的な取り組みを進めていく必要があります¹⁸。

地球環境については、地球温暖化に伴う異常気象と、それに伴う水資源や食料生産の不安定さなども懸念されており、「持続可能な社会」の形成に向けた取り組みが世界共通の課題となっています。また、温室効果ガスの排出量削減¹⁹、再生可能エネルギーの活用、省資源・省エネルギーなど、低炭素型社会への転換が求められています。

¹⁶ 総合基本計画 後期基本計画 p71 参照。

¹⁷ 総合基本計画 後期基本計画 p71 参照。

¹⁸ 総合基本計画 後期基本計画 p73 参照。

¹⁹ 総合基本計画 後期基本計画 p71 参照。

第4章 環境施策と環境保全行動指針



Erigeron annuus ヒメジョオン



Rumex japonicus ギシギシ



Erigeron philadelphicus ハルジオン



Vicia sativa カラスノエンドウ



Disporum sessile ホウチャクソウ

第4章 環境施策と環境保全行動指針

4-1 環境施策の体系

鎌ケ谷市総合基本計画の基本目標のうちの一つであり、かつ、目指す環境像である「自然と社会が調和する環境共生都市」を実現するためには、市民・事業者のみなさんの積極的な環境保全行動の実践も、大変重要となります。

そこで、市の環境施策については、基本構想に掲げる施策のうち3つを重点目標として定め、環境保全行動指針に沿って推進していきます。

(1) 総合基本計画と重点目標

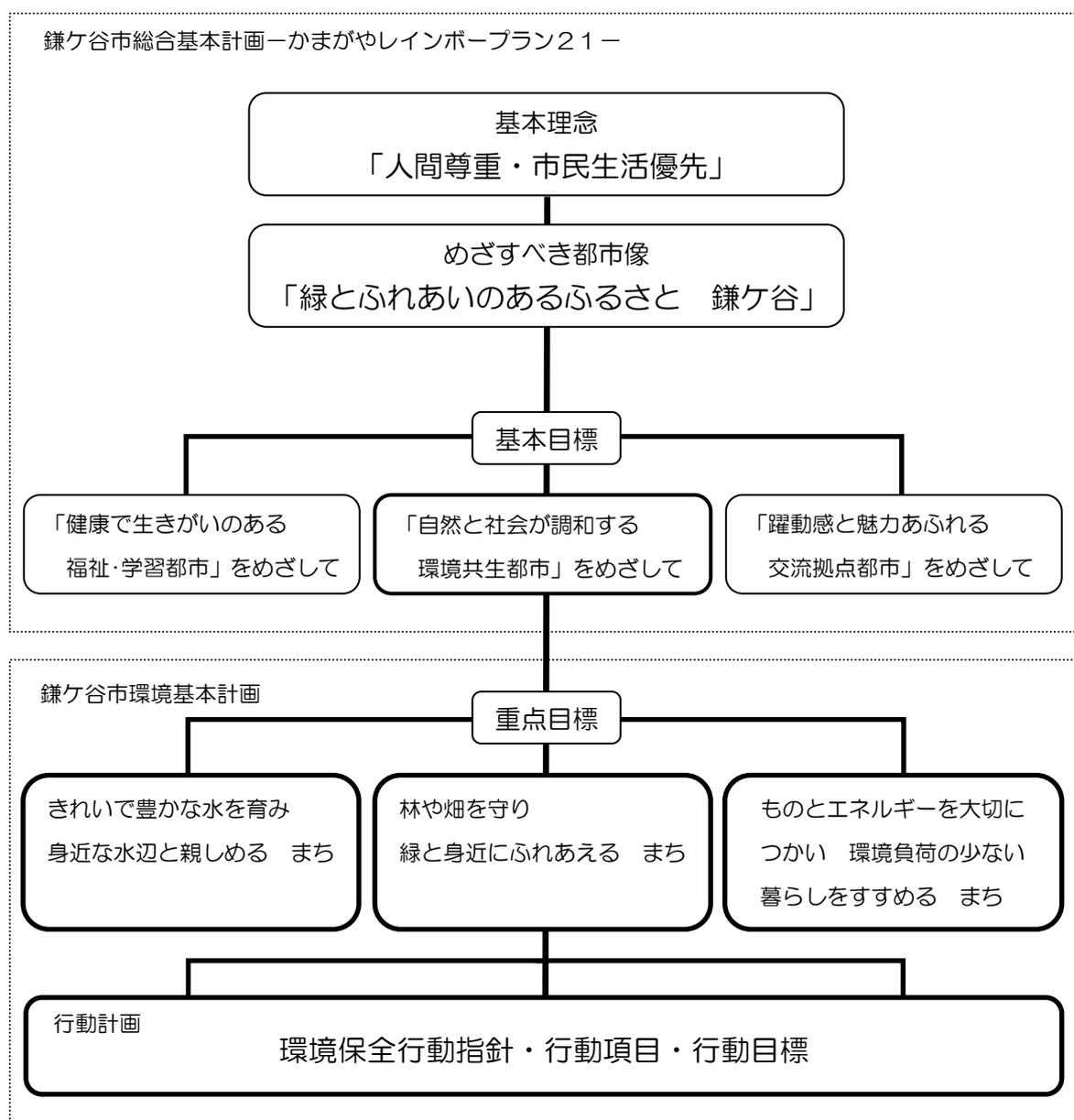


図 4-1-1 環境施策の整理

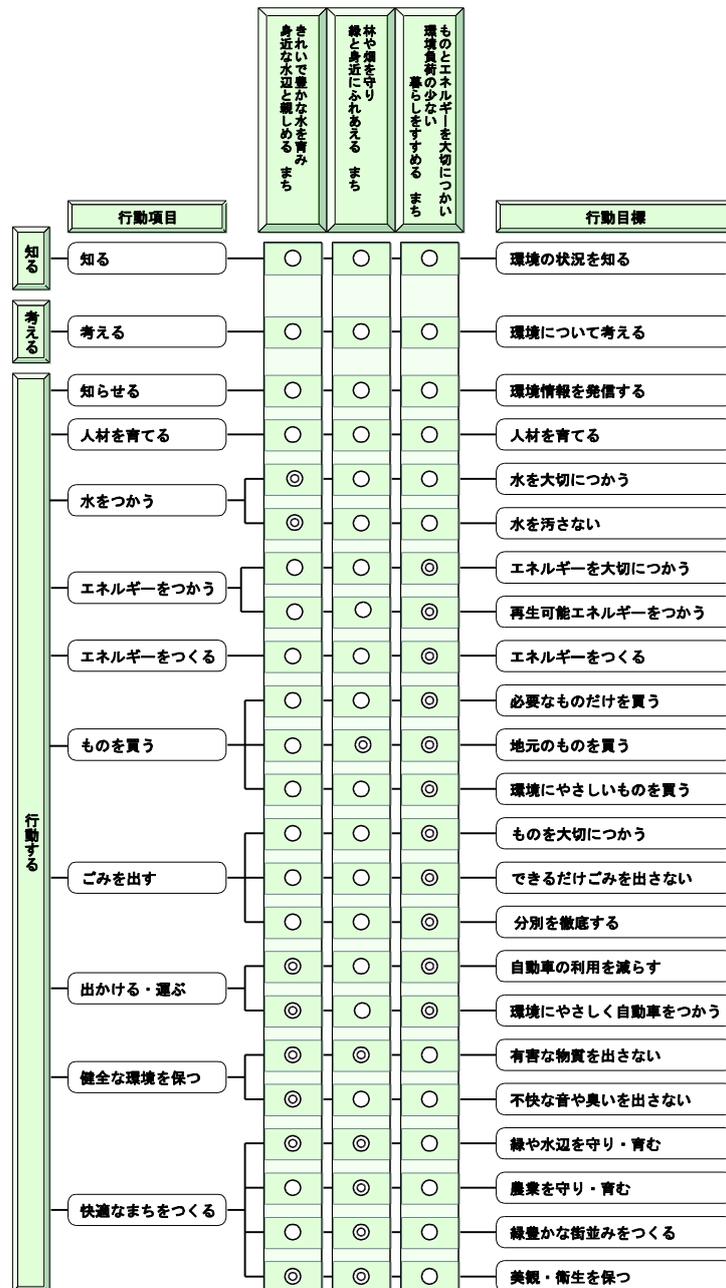
(2) 重点目標と行動指針

目指すべき環境像	重点目標 きれいで豊かな水を育み 身近な水辺と親しめる まち
自然と社会が調和する環境共生都市	環境保全行動指針 わたしたちは、水を大切につかい川を汚さない暮らしを心がけ、清らかな水の流れる川辺や水と親しめる空間をつくっていくほか、水の循環の再生に努めていきます。また、川をきれいにするという共通の目的をもって、流域を単位とした地域共同体としてのまちづくりをすすめます。
	重点目標 林や畑を守り 緑と身近にふれあえる まち
	環境保全行動指針 鎌ヶ谷市には、谷津や斜面林などの自然がわずかながら残り、そこにはさまざまな生き物が生息しています。また、ところどころに生産緑地としての梨園や畑の緑が広がり、住宅地とのバランスのとれた風景が形成されています。わたしたちは、鎌ヶ谷のこのような環境を守り、緑と身近にふれあえるまちをつくっていきます。
	重点目標 ものとエネルギーを大切につかい 環境負荷の少ない暮らしをすすめる まち
	環境保全行動指針 わたしたちは、気軽にものを買って捨てる暮らしを見直し、ごみをできるだけ出さない暮らしのために、不必要なものは断り、購入しないようにします。また、一人ひとりがものを大切に、再利用・再使用をすすめて、本当に使えなくなるまで捨てないことや、製品の原料として再生利用が可能なものは積極的に回収をすすめるまちをつくっていきます。

4-2 行動項目と行動目標

今日の環境問題の多くは、わたしたちの日常生活と密接に結びついています。しかし、わたしたち一人ひとりが日々の生活のなかでどんなことをすれば良いのかわからないという声を耳にします。

このため本計画では、わたしたち一人ひとりが、どのような場で、どのような行動をとればよいかを身近な行動の視点として示して、取り組みを進めていきます。目標の実現に向けて、環境について知り、考えるとともに、日常生活のなかでできる身近なところから行動していきましょう。



重点目標の◎と○は適格度を示します。

図 4-2-1 行動項目と行動目標

第5章 計画の推進体制



Plantago asiatica オオバコ



Potentilla flagellaris ヘビイチゴ



Solanum lyratum ヒヨドリジョウゴ



Lactuca indica アキノゲシ



Acalypha australis エノキグサ

第5章 計画の推進体制

5-1 推進主体

市民・事業者・行政のそれぞれの主体が、各々の特性を活かした役割を担うとともに、各主体が協力しあい、パートナーシップを育み、地域ぐるみで取り組みを推進していきます。

そのための基盤となる推進主体として、各主体の交流と連携を取り持ち、協働を先導するパートナーシップ組織による取り組みを推進していきます。

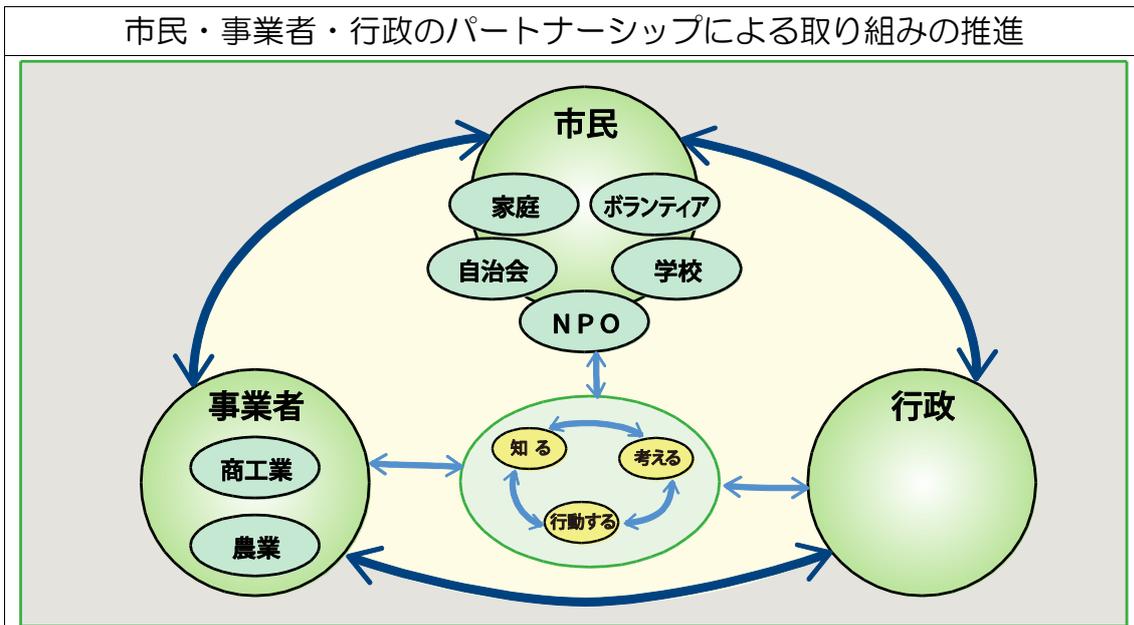


図5-1-1 推進主体関係

主体		責任と役割
市民	家庭（世帯・個人）	環境に配慮した暮らしの実践
	自治会	地域的な環境保全活動の実践、各家庭への啓発
	学校（職員・生徒・PTA）	学校生活を通じた、環境に配慮した生活習慣の習得
	NPO	率先の・先駆的な地域環境保全活動の実践
事業者	商工業 事業所	環境に配慮した事業活動の実践
	事業者団体	環境に配慮した事業活動の啓発、支援
	農業 農家	環境に配慮した農業の実践
	農業者団体	環境に配慮した農業の啓発、支援
行政	市役所	環境関連の制度・規則の策定・運用 環境の保全・創造を推進する行財政運営 市民・事業者・協働による環境保全活動への支援

パートナーシップ組織

- ・各主体間の連携・交流の推進
- ・主体横断的な環境保全活動の推進
- ・環境活動全般の進行・管理

パートナーシップによる取り組みへの参加・協力

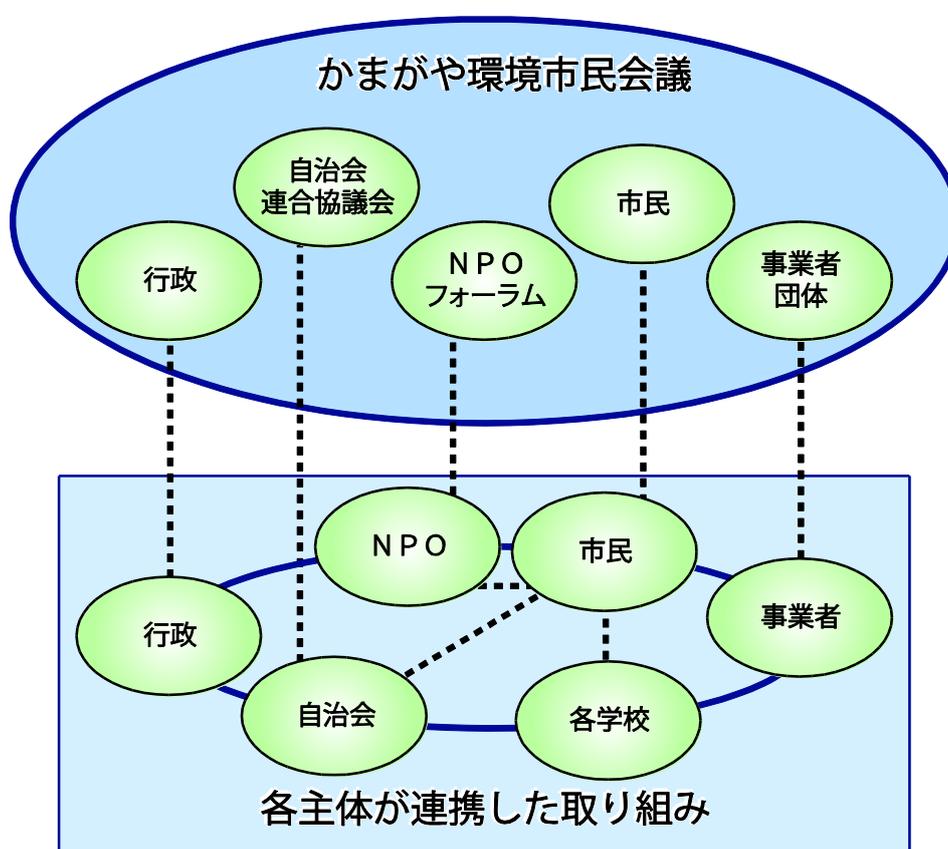
図5-1-2 主体別役割分担

出典：鎌ヶ谷市環境基本計画

5-2 パートナーシップ組織

地域ぐるみで環境保全活動を展開するための推進主体として、市民・事業者・行政等からなる推進組織であるかまがや環境市民会議は、各主体が行う環境保全活動を連携させ、主体間の合意や協力体制を築きながら協働的な環境保全活動を企画・運営するなど、パートナーシップ形成の要となる組織です。

また、本計画の推進状況をチェックし、課題や重点施策を検討するなど、本計画の進行管理主体としての役割を担います。



出典：鎌ヶ谷市環境基本計画

図5-2-1 パートナーシップ組織

5-3 地域ぐるみの取り組みの基盤づくり

各主体間のパートナーシップを育み、支え、地域ぐるみの取り組みを推進していくために、「人材育成」「組織づくり」「環境情報の公表と評価」「市民参画」に取り組みます。

(1) 人材育成・組織づくり

① かまがや環境市民会議

パートナーシップによる活動を円滑に展開していくためには、主体間の連絡や調整、活動に関する具体的なノウハウの提供など、組織を支え、活動を先導するさまざまな人材が必要となります。かまがや環境市民会議は、研修・講習・環境フェアなどの機会を幅広く活用した人材育成に努めます。また、活動内容に応じて適切な人材が活用できるよう、人材を登録する制度や、要請に応じて紹介・派遣するしくみづくりなどに取り組みます。

② 環境活動の紹介機会の充実

鎌ヶ谷市においてもさまざまなNPOが結成され、パートナーシップによる環境保全活動等を先導する担い手として活躍しています。このような団体の活動状況を紹介し、情報を共有することによって、団体の交流を促し、連携基盤を強化するなどに取り組みます。

(2) 環境情報の公表と評価

① 環境情報データバンクの構築

地域ぐるみの取り組みを推進していくためには、だれもがいつでも環境に関する情報を簡単に入手でき、活用できるしくみが欠かせません。

各主体が保有する環境関連情報を集約・蓄積し、インターネットなどを用いた情報ツールを充実させ、情報共有化できるしくみを充実します。また指標を用いた進捗や効果の評価を行います。

② (仮称) 環境のひろばの設置

だれもが気軽に集い、交流・交歓することで、環境に関心を持ち、「知る」「考える」「行動する」につなげていくきっかけをつくる場づくりに取り組みます。さまざまな環境情報を集め、集約し、発信する「環境のひろば」を設置します。そこでは、各種環境学習や講座等、市民や環境団体の活動の企画や紹介なども行います。

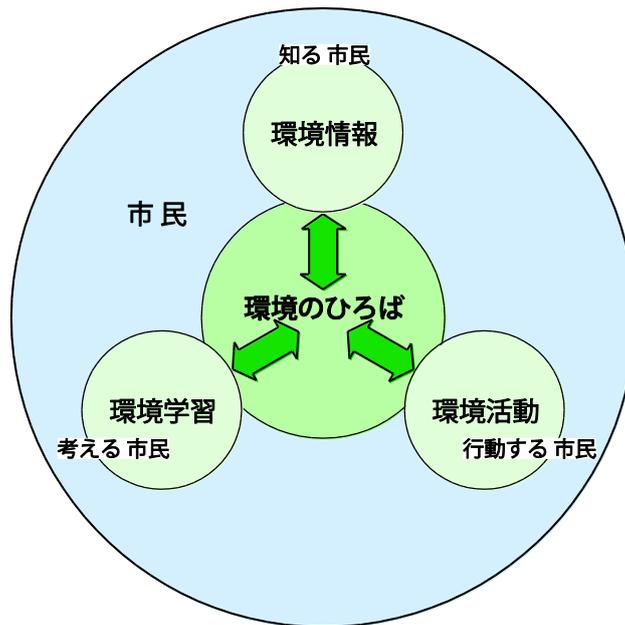


図 5-3-1 環境のひろばの役割

5-4 進行管理システム

環境問題の解決を目指して施策を実施したとしても、様々な周辺状況の変化により、当初想定した効果が十分に発現しないことも考えられます。また、ある1つの施策を実施するだけで課題を全て解決できる訳ではないし、また、周辺状況が変化して想定外の状況が起きれば、施策実施の効果さえほとんど発現しなくなるといったことも想定されます。

このため、施策を実施に移した後も、周辺の状況を把握しながら、必要な対策を実施したり、計画を見直したりするなど、計画の点検を行うことが重要です。計画(P l a n)し、実行(D o)に移した施策に関して、様々な環境データを収集し、モニタリングすることを通じて点検(C h e c k)し、必要な改善措置(A c t i o n)をとる。見直し後、さらに高次のP D C Aサイクルへ進んでいく。こうしたP D C A サイクルに則って、本市の環境課題の解決に向けて取り組みます。

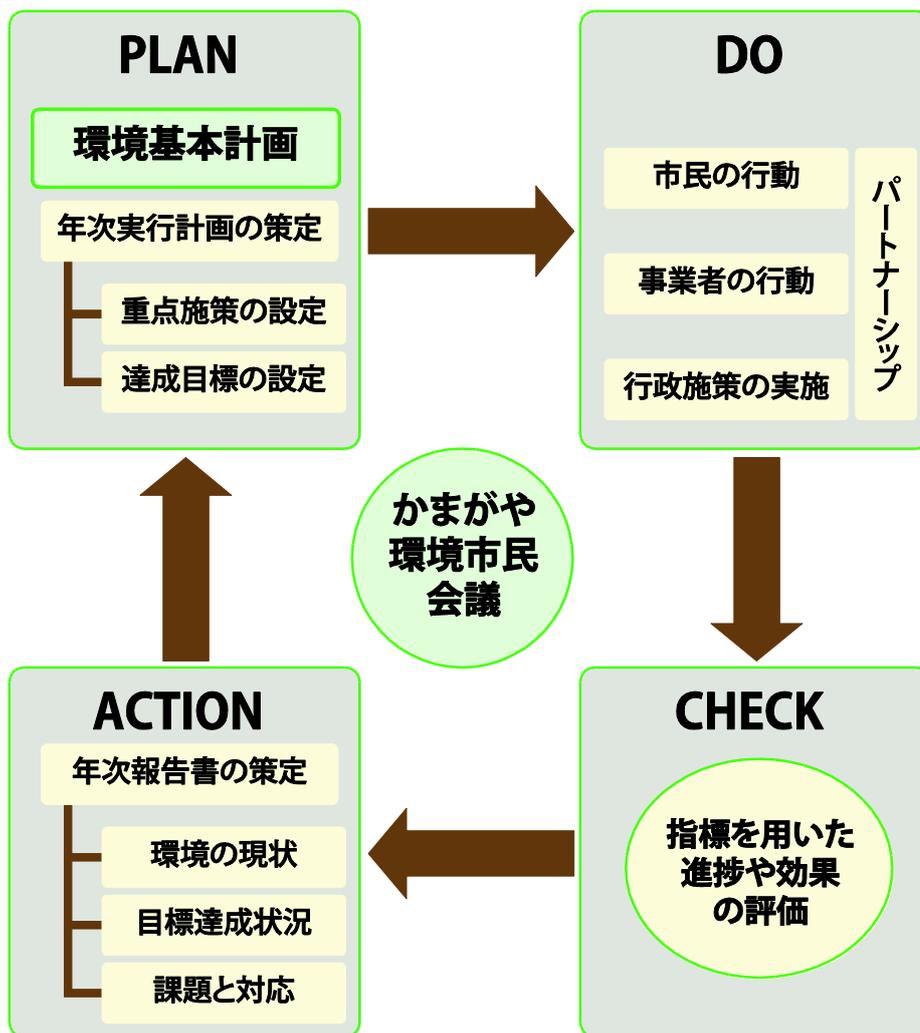


図 5 - 4 - 1 進行管理システム

(1) 実行計画の策定 (PLAN)

本計画に基づき、地域の実情を踏まえたうえで、重点的に取り組む施策などを抽出するとともに、その達成目標を設定し、各年度における実行計画を作成します。

(2) 計画の実行 (DO)

かまがや環境市民会議のもと、各主体毎の役割分担に応じた個別の環境保全活動や協働事業などを展開します。

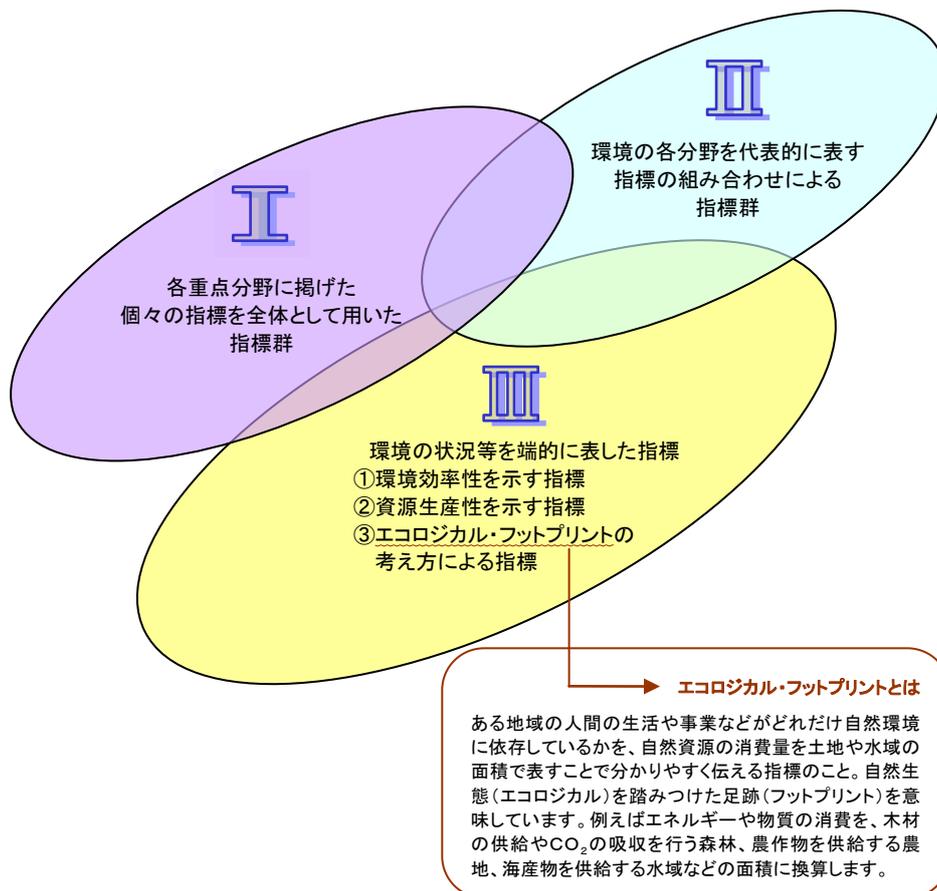
また、毎年、達成状況を調査・把握するとともに、関連する環境項目について幅広くモニタリングを実施し、環境の状況の的確な把握に努めます。

さらに、アンケートなどにより、市民や事業者の環境保全の活動状況等についても把握します。これらの調査・点検した環境目標や関連項目については、データを整理し、公表します。

(3) 計画の進行状況の点検と評価 (CHECK)

計画で定めた達成目標に対し、指標を用いるなどしながら、達成状況を評価します。

環境基本計画全体の進捗状況を様々な角度から把握します。



出典：環境省 2008年 『環境基本計画』

図5-4-2 点検と評価

(4) 進行状況の公表と課題等への対応 (ACTION)

調査・点検した環境や、実行計画の達成の状況について、収集・整理したデータ等を取りまとめ、年次報告書(環境の概況)として公表し、対応に努めます。

■ 環境基本計画策定に係る組織等委員

(1) 鎌ヶ谷市環境審議会委員

会 長	恵 小百合	江戸川大学教授
副会長	菅野 勝利	自治会連合協議会代表
委 員	長谷川 雅美	東邦大学教授
〃	葛山 繁隆	農業委員会代表
〃	高橋 渡	商工会代表
〃	田口 和男	公募市民
〃	三好 正夫	公募市民
〃	大内 英典	千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課長
〃	齋藤 弘誌	かまがや環境市民会議会長

(敬称略)

(2) 鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会委員

会 長	伊藤 勝	江戸川大学教授
副会長	林 経雄	自治会連合協議会代表
委 員	和田 光誉	環境カウンセラー
〃	遠藤 尚子	環境美化対策推進協議会代表
〃	尾嶺 匡	小中学校PTA連絡協議会代表
〃	菅澤 はな子	公募市民
〃	豊田 朋二	商工会代表
〃	小茂田 茂	有価物資源組合代表
〃	勝又 護	清掃事業協同組合代表

(敬称略)

(3) かまがや環境市民会議委員

会 長	齋藤 弘誌	委 員	白土 忠人
副会長	林 経雄	〃	鈴木 吉夫
委 員	飯田 文夫	〃	多紀 晶子
〃	遠藤 尚子	〃	西坂 正吉
〃	倉田 智子	〃	行森 光子
〃	佐川 幸江	〃	渡辺 雅彦
〃	篠崎 仁		

(敬称略、順不同)

鎌ヶ谷市第二次環境基本計画

発行日：平成25年3月

発行：鎌ヶ谷市

編集：環境課・クリーン推進課

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電話 047-445-1141

FAX 047-445-1400